

第 1 号議案

臨時代理の承認について

(公立学校職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則について)

このことについて、緊急やむを得ない理由により臨時代理しましたので、教育長に対する権限委任等に関する規則第5条第2項の規定により、その承認を求めます。

令和7年4月21日

群馬県教育委員会
教育長 平田 郁美

公立学校職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則について（概要）

（教）福利課年金係

1 改正理由

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 26 号）の成立に伴い、失業者の退職手当支給規則（昭和 50 年総理府令第 14 号）の一部改正が行われたことから、これに準じて本規則の一部改正を行う。

2 改正内容

- ・就業手当の廃止に伴い、第 6 条の 2 第 2 号中「就業手当又は」を削る。
- ・第 16 条第 1 項中「第五十六条の三第一項第一号イ」を「第五十六条の三第一項第一号」に改め、「（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（別記様式第十四号）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当」を削り、「別記様式第十四号の二）に、同号ロ」を「別記様式第十四号）に、同号」、「別記様式第十四号の三」を「別記様式第十四号の二」、「別記様式第十四号の四」を「別記様式第十四号の三」に改める。
- ・様式番号の変更

各手当様式	別記様式（改正後）	別記様式（改正前）
就業手当	削除	第 14 号
再就職手当	第 14 号	第 14 号の 2
就業促進定着手当	第 14 号の 2	第 14 号の 3
常用就職支度手当	第 14 号の 3	第 14 号の 4

3 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

公立学校職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十七日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第十号

公立学校職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

公立学校職員の失業者の退職手当支給規則（昭和五十一年群馬県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二号中「就業手当又は」を削る。

第十六条第一項中「第五十六条の三第一項第一号イ」を「第五十六条の三第一項第一号」に改め、「（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（別記様式第十四号）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当」を削り、「別記様式第十四号の二」に、同号ロを「別記様式第十四号」に、同号」に、「別記様式第十四号の三」を「別記様式第十四号の二」に、「別記様式第十四号の四」を「別記様式第十四号の三」に改める。

別記様式第十四号を削り、別記様式第十四号の二を別記様式第十四号とし、別記様式第十四号の三を別記様式第十四号の二とし、別記様式第十四号の四を別記様式第十四号の三とする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

公立学校職員の失業者の退職手当支給規則（昭和五十一年五月十八日教育委員会規則第六号）新旧対照表

改正案	現行
（条例第十条第四項の委員会規則で定める事業） 第六条の二 条例第十条第四項の委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一 （略） 二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が第十六条第一項に規定する_____再就職手当の支給を受けたもの 三 （略） （就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続） 第十六条 受給資格者又は条例第十条第十五項に規定する者は、同条第十一項第四号から第六号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第四号の規定による退職手当のうち雇用保険法<u>第五十六条の三第一項第一号</u>に該当する者に係る就業促進手当_____ _____（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第八十三条の四第一項に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（別記様式第十四号）に、同号_____に該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（<u>別記様式第十四号の二</u>）に、同法第五十六条の三第一項第二号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（<u>別記様式第十四号の三</u>）に、条例第十条第十一項第五号の規定による退職手当にあつては移転費に相当する退職手当支給申請書（別記様式第十五号）に、同項第六号の規定による退職手当のうち同法第五十九条第一項第一号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書（別記様式第十六号）に、同項第二号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（別記様式第	（条例第十条第四項の委員会規則で定める事業） 第六条の二 条例第十条第四項の委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一 （略） 二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が第十六条第一項に規定する<u>就業手当又は再就職手当</u>の支給を受けたもの 三 （略） （就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続） 第十六条 受給資格者又は条例第十条第十五項に規定する者は、同条第十一項第四号から第六号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第四号の規定による退職手当のうち雇用保険法<u>第五十六条の三第一項第一号イ</u>に該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）<u>に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（別記様式第十四号）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第八十三条の四第一項に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（別記様式第十四号の二）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（別記様式第十四号の三）に、同法第五十六条の三第一項第二号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（別記様式第十四号の四）に、条例第十条第十一項第五号の規定による退職手当にあつては移転費に相当する退職手当支給申請書（別記様式第十五号）に、同項第六号の規定による退職手当のうち同法第五十九条第一項第一号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書（別記様式第十六号）に、同項第二号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（別記様式第</u>

改正案	現行
十六号の二) に、同項第三号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（別記様式第十六号の三）にそれぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。 2、3 （略）	十六号の二) に、同項第三号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（別記様式第十六号の三）にそれぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。 2、3 （略）

改正案	現行																																																																																															
(削除)	別記様式第 1 4 号（第 1 6 条関係） 表 就業手当に相当する退職手当支給申請書 <table><tr><td>1 申請者</td><td>氏名</td><td></td><td>住所</td><td>〒 (電話)</td></tr><tr><td>2 就職先の事業所 (下記 3 ①の場合のみ記載)</td><td>名 称</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td></td><td>所 在 地</td><td colspan="3">〒 (電話)</td></tr><tr><td rowspan="10">3 職業に就いた日等について記載してください。 (記載に当たっては裏面の注意書をよくお読みください。)</td><td colspan="4">① 一の雇用契約の期間が 7 日以上である場合</td></tr><tr><td colspan="4">イ 一週間の所定労働時間 時間 分 ロ 雇用年月日 年 月 日</td></tr><tr><td colspan="4">ハ 雇用期間 (イ) 定めなし 年 月 日まで (ロ) 定めあり () 年 カ月)</td></tr><tr><td colspan="4">ニ 支給対象期間中の就業日数 合計 日</td></tr><tr><td colspan="4">② ①以外の就業</td></tr><tr><td colspan="4">イ 就業先の事業所等 ロ 就業期間 ハ 就業日数 ニ 就業内容</td></tr><tr><td colspan="4">(電話) 日</td></tr><tr><td colspan="4">(電話) 日</td></tr><tr><td colspan="4">(電話) 日</td></tr><tr><td colspan="4">(電話) 日</td></tr><tr><td colspan="4">合計 日</td></tr><tr><td colspan="5">上記 2 及び 3 ①の記載事項に誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 印 (法人のときは名称及び代表者氏名)</td></tr><tr><td colspan="5"></td></tr><tr><td colspan="3">4 上記 2 及び 3 の事業所の事業主は、受給資格に係る離職前の事業主（関連事業主を含む。）であるか否か</td><td colspan="2">イ 離職前事業主である ロ 離職前事業主ではない</td></tr><tr><td colspan="3">5 申請に係る就業について、安定所への求職の申込みの前日に雇用の予約があったか否か</td><td colspan="2">イ 雇用の予約があった ロ 雇用の予約はない</td></tr><tr><td colspan="3">6 申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の 1 カ月である場合に、安定所、地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介を受けましたか</td><td colspan="2">イ 紹介を受けた ロ 紹介を受けていない</td></tr><tr><td colspan="3">職業紹介事業者の名称</td><td colspan="2">(電話)</td></tr><tr><td colspan="5">上記のとおり就業手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 群馬県教育委員会教育長 あて 申請者氏名</td></tr></table>	1 申請者	氏名		住所	〒 (電話)	2 就職先の事業所 (下記 3 ①の場合のみ記載)	名 称					所 在 地	〒 (電話)			3 職業に就いた日等について記載してください。 (記載に当たっては裏面の注意書をよくお読みください。)	① 一の雇用契約の期間が 7 日以上である場合				イ 一週間の所定労働時間 時間 分 ロ 雇用年月日 年 月 日				ハ 雇用期間 (イ) 定めなし 年 月 日まで (ロ) 定めあり () 年 カ月)				ニ 支給対象期間中の就業日数 合計 日				② ①以外の就業				イ 就業先の事業所等 ロ 就業期間 ハ 就業日数 ニ 就業内容				(電話) 日				(電話) 日				(電話) 日				(電話) 日				合計 日				上記 2 及び 3 ①の記載事項に誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 印 (法人のときは名称及び代表者氏名)										4 上記 2 及び 3 の事業所の事業主は、受給資格に係る離職前の事業主（関連事業主を含む。）であるか否か			イ 離職前事業主である ロ 離職前事業主ではない		5 申請に係る就業について、安定所への求職の申込みの前日に雇用の予約があったか否か			イ 雇用の予約があった ロ 雇用の予約はない		6 申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の 1 カ月である場合に、安定所、地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介を受けましたか			イ 紹介を受けた ロ 紹介を受けていない		職業紹介事業者の名称			(電話)		上記のとおり就業手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 群馬県教育委員会教育長 あて 申請者氏名				
1 申請者	氏名		住所	〒 (電話)																																																																																												
2 就職先の事業所 (下記 3 ①の場合のみ記載)	名 称																																																																																															
	所 在 地	〒 (電話)																																																																																														
3 職業に就いた日等について記載してください。 (記載に当たっては裏面の注意書をよくお読みください。)	① 一の雇用契約の期間が 7 日以上である場合																																																																																															
	イ 一週間の所定労働時間 時間 分 ロ 雇用年月日 年 月 日																																																																																															
	ハ 雇用期間 (イ) 定めなし 年 月 日まで (ロ) 定めあり () 年 カ月)																																																																																															
	ニ 支給対象期間中の就業日数 合計 日																																																																																															
	② ①以外の就業																																																																																															
	イ 就業先の事業所等 ロ 就業期間 ハ 就業日数 ニ 就業内容																																																																																															
	(電話) 日																																																																																															
	(電話) 日																																																																																															
	(電話) 日																																																																																															
	(電話) 日																																																																																															
合計 日																																																																																																
上記 2 及び 3 ①の記載事項に誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 印 (法人のときは名称及び代表者氏名)																																																																																																
4 上記 2 及び 3 の事業所の事業主は、受給資格に係る離職前の事業主（関連事業主を含む。）であるか否か			イ 離職前事業主である ロ 離職前事業主ではない																																																																																													
5 申請に係る就業について、安定所への求職の申込みの前日に雇用の予約があったか否か			イ 雇用の予約があった ロ 雇用の予約はない																																																																																													
6 申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の 1 カ月である場合に、安定所、地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介を受けましたか			イ 紹介を受けた ロ 紹介を受けていない																																																																																													
職業紹介事業者の名称			(電話)																																																																																													
上記のとおり就業手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 群馬県教育委員会教育長 あて 申請者氏名																																																																																																

改正案	現行
	裏 注1 この申請書は、原則として、失業の認定を受けようとする期間（前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間＝支給対象期間（就業手当に相当する退職手当）中に職業に就いた（就業した）場合（注）、その失業の認定を受ける日（認定日＝確認日（就業手当に相当する退職手当））に受給資格証を添えて提出すること。 ただし、就職して被保険者資格を取得した場合など、その就職以後失業の認定を受ける必要のない方については、その後の支給申請を支給対象期間ごとに行うこととした場合の確認日から次の確認日の前日までの間に代理人又は郵送によつて申請をしても差し支えないこと（この場合、「次回申請日」欄を確認の上、その日までに支給申請を行うこと。）。ただし、代理人による申請の場合は、委任状が必要となる。 （注）就業手当に相当する退職手当の支給対象となる職業に就いた（就業した）場合は、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員若しくは嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、原則として1日の労働時間が4時間以上のとき（4時間未満であつても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合を含む。）に該当し、かつ、安定した職業（※以外に就業した場合をいう。（※ここでいう「安定した職業に就いたこと」とは、「1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就き、又は事業（その事業により受給資格者が自立することができると公共職業安定所長が認めたものに限る。）を開始したこと」をいう。） 2 2の「就職先の事業所」欄には、3の①の「一の雇用契約の期間が7日以上である場合」（注）に該当する場合に記入すること。また、記載内容を証明する書類（雇用契約書、雇入通知書等）の写しを添付すること。 （注）「一の雇用契約の期間が7日以上である場合」とは、上記1の注意書きに掲げた就業であつて、7日以上期間について雇用契約を締結して就業するすべての場合をいうこと。 3 事業主は、「就職して被保険者資格を取得した場合などその就職以後失業の認定の必要のない方」であつて、郵送又は代理人による申請が認められる場合について2及び3の①欄の記載内容の証明を行うこと。 4 3の②欄には、3の①欄に該当する就業以外のすべての就業について以下の要領で記入すること。 「イ 就業先の事業所等」欄には、就業先の事業所等（自宅であれば「自宅」と記載。自営準備活動を行つた場合など特定できないものは記載不要）とその電話番号（自宅の場合は記載不要）を記入すること。 「ロ 就業期間」欄には、その就業した日について「イ 就業先の事業所等」ごとにすべて記入すること（記入例：「5月12日から5月15日まで」を雇用契約期間として就業した場合は、「5／12～5／15」と記入。「5月1日、5月4日、5月10日」の日ごとに就業した場合は、「5／1、5／4、5／10」と記入。）。 「ハ 就業日数」欄には、「イ 就業先の事業所等」ごとに就業した日数の合計を記入し、「合計」欄には支給対象期間中の就業日数の合計を記入すること。 「ニ 就業内容」欄には、その就業の具体的な内容を簡潔に記入すること。 5 この申請書には、就業したことを証明する給与明細書などの資料の写しを添付すること。 6 4及び5欄は、雇用契約を締結して就業する場合に該当するものを○で囲むことこの場合、4欄の「関連事業主」とは、あなたが就業した事業所が一定の資本の状況から見て離職前の事業主と密接な関係があるもの（出資等の割合が50%を超えるもの）である他の事業主のことをいう。 7 6欄は、離職理由による給付制限を受けている場合には、その期間中の最初の1カ月間について該当するものを○で囲むこと。この場合、申請に係る就業について職業紹介事業者から紹介を受けて就業したものであるときには、その職業紹介事業者の名称と電話番号を記入すること。 なお、「地方公共団体」とは職業安定法の規定に基づき職業紹介事業を行う地方公共団体のことをいい、「職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出をして職業紹介事業を行う者のことをいう。

改正案	現行
<u>別記様式第 1 4 号</u> (第16条関係) (略)	<u>別記様式第 1 4 号の 2</u> (第16条関係) (略)
<u>別記様式第 1 4 号の 2</u> (第16条関係) (略)	<u>別記様式第 1 4 号の 3</u> (第16条関係) (略)
<u>別記様式第 1 4 号の 3</u> (第16条関係) (略)	<u>別記様式第 1 4 号の 4</u> (第16条関係) (略)
<u>附 則</u> <u>この規則は、令和七年四月一日から施行する。</u>	